

千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)の記入について

赤枠線内にボールペンで記入してください。

① 世帯主

記入日 令和4年 3月 7日	
(フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印	生年月日 現住所
チバ イチロウ 千葉 一郎	明治・大正(昭和)平成・令和 54年 2月 18日 千葉市中央区千葉港1-1 電話 043(XXX)XXXX

② 世帯の状況

同上の場合にはチェックして下さい。

(フリガナ)氏名	申請者との続柄	生年月日	令和3年1月1日時点の住所	令和3年度住民税均等割課税状況
(世帯主に同じ)	本人		千葉県市原市国分寺中央1-1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
チバ ハナコ 千葉 花子	妻	明・大(昭和)平・令 56年 1月 20日	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
チバ ジョウ 千葉 次郎	子	明・大(昭和)平・令 20年 4月 12日	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

③ 受取口座

どちらか一方をご記入して下さい。

世帯主の現住所と異なる場合は記入して下さい。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)		支店名	
○○ 1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		△△ 本(支店) 本・支所 出張所	
支店コード	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
▲▲▲	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	チバ イチロウ 千葉 一郎
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1	0	※

ゆうちょ銀行を選択された方はご記入して下さい。

【代理による受給(申請書の提出)】

代理による受給(申請書の提出)が行えるのは、次のいずれかの方のみとなります。

- ① 住民基本台帳上の同一世帯に属する方
 - ② 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人)
 - ③ 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りを世話している方等で千葉市長が特に認める方
- 上記以外に、代理人の「本人確認書類のコピー」と「代理権が確認できる書類のコピー等」が必要になります。

代理人の範囲(受給および申請書の提出を委任できる方)	代理権の確認方法
① 住民基本台帳上の同一世帯に属する方	基準日(令和3年12月10日)時点で受給対象者と同一住民票に記載されている方 「④代理人(委任状)」欄にご記入ください。
② 法定代理人	親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人 代理権が確認できる書類をご提出ください。 (例)戸籍全部事項証明書、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類
③ 上記以外	親族その他の平素から受給対象者本人の身の回りを世話している方等で千葉市長が特に認める方 千葉市非課税世帯等給付金コールセンターにご相談ください。 追加書類の提出が必要になる場合があります。

お問い合わせは… フリーダイヤル 0120-201-745

MAIL: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

【問い合わせ受付期間】

(受付時間) 8:30~17:30

(土日、祝日も対応※)

※土日・祝日対応は令和4年3月31日まで



【おもて面】
様式第2号

千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)

(あて先)千葉市長 赤枠線内にボールペンで記入してください。

① 世帯主

記入日 令和4年 月 日	
(フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印	生年月日 現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日 電話 ()

私は、うら面の誓約・同意事項を確認し、同意の上、千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)を申請(請求)します。

② 世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯の全ての構成員について記載

令和3年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方は、令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和3年度住民税非課税証明書を必ず添付してください(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)。

(フリガナ)氏名	申請者との続柄	生年月日	令和3年1月1日時点の住所	令和3年度住民税均等割課税状況
(世帯主に同じ)	本人			<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ※異なる場合は右欄にご記入ください。	<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

※世帯員欄が足りない場合、申請書をもう一通お取寄せいただくか、コピーするなどしてご記入ください。

③ 受取口座(原則、世帯主の口座とします。)

受取口座を下の記入欄にご記入ください。本人確認書類および口座確認書類のコピーが必要です。

※記入誤りがないか再度ご確認ください。記入誤りがあると、給付が遅れることがあります。

【受取口座記入欄】

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)		支店名	
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所	
支店コード	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1	0	※

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受給が出来ない方は、千葉市非課税世帯等給付金コールセンター(電話0120-201-745)にお問い合わせください。

④ 代理人(委任状)

※世帯主以外の方が給付金を受給(申請書を提出)する場合は、誓約・同意事項の内容をご確認のうえ、以下の委任状に記入してください。

代理人住所 (〒 -)	記入日 令和4年 月 日
フリガナ	代理人電話番号
代理人氏名	ご関係
上記のものを代理人と認め、千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請、請求及び受給に関する一切のことを委任します。	世帯主の署名または記名押印

※法定代理人の場合は署名不要

代理人の本人確認書類と代理関係のわかる書類のコピーが必要です。(代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ)

【申請方法】

① 申請書に必要事項を記入します。

※ボールペンで記入してください。
記入例は申請書おもて面にあります。
申請書に必要事項を記入し、
必要に応じて以下必要書類を
ご準備ください。



〈申請書おもて面〉

② 申請書類のコピーを準備します。

提出書類

『住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

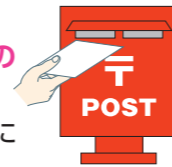
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和3年度住民税非課税証明書」の写し(コピー)』

③ 申請書を提出します。

同封の返信用封筒に、申請書の内容や本人確認書類等のコピーを同封のうへ提出してください。

申請書の内容や本人確認書類等に不備があった場合は、不備内容解消後に振込となりますのでご注意ください。



【支給日】

多くの方へ一斉に支給を行うため、提出から支給までにお時間を頂戴しております。ご理解頂きますようお願いいたします。

支給が完了しましたら、郵便で支給完了通知書をお送りします。

【ご注意】

- 申請書の提出期限までに申請が行われなかった場合、支給できません。
- 申請書等の不備または指定された金融機関口座が振込不能になった場合は、記載内容の確認を求める書類を送付しますので速やかにご返送ください。

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受給ができない方は、コールセンターにご相談ください。支給時期や方法は決定次第ご連絡します。

必ず以下の「誓約・同意事項」に同意のうえ申請書を提出してください。

- ①世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。また、住民税が課されている方の扶養を受けている者、地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者のみからなる世帯ではありません。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、千葉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③世帯の中に、租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者はいません。
- ④この申請書は、千葉市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤千葉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ支給決定の日から3か月が経過しても、千葉市が世帯主等に連絡・確認できない場合は給付金は支給されません。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合、その他、事由に関わらず千葉市が返還請求を実施した場合は、給付金を返還します。意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑦同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出前に、ご確認ください!!

全体

【該当者:全員】

- 誓約・同意事項に同意

記入する

【該当者:全員】

- 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印
- 世帯の状況を記入
- 世帯主(本人または代理人)の口座を記入

同封する

【該当者:全員】

- 『住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)』(本書)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

【該当者:令和3年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方】

- 『令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和3年度住民税非課税証明書」の写し(コピー)』

【該当者:代理受給(提出)】

- 代理人の本人確認書類および代理関係がわかる書類(コピー)を返信用封筒に同封

※代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ

お問い合わせは… フリーダイヤル **0120-201-745**

MAIL : kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

【問い合わせ受付期間】

(受付時間) 8:30~17:30

(土日、祝日も対応*)

※土日・祝日対応は令和4年3月31日まで

